官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通五二）　一
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通七一三）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達、税理士証票無効・登録抹消関係　六七
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　六八
会社その他
会社決算公告　七三

## 省令

**○国土交通省令第五十二号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第八項、第七十五条の四第一項及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫